



10		9		8		7		6		5		4		3		2			
県道		県道		県道		県道		県道		県道		県道		県道		県道			
石川土手町線		黒石藤崎線		弘前環状線		弘前環状線		弘前環状線		弘前柏線		五所川原岩木線		五所川原浪岡線		岩崎西目屋弘前線			
弘前市大字小栗山字川合一一五の二四まで		弘前市大字小栗山字川合一一五の二四まで		南津軽郡平賀町大字小杉字竹内二二二まで		南津軽郡平賀町大字小杉字竹内一八から		南津軽郡平賀町大字松崎字亀井二二の四から		南津軽郡尾上町大字新山字松橋一七六の六から		南津軽郡尾上町大字蒲田字玉田二二の二まで		弘前市大字青女子字桜効一〇九の九から		弘前市大字青女子字桜効五四三の三まで		弘前市大字折笠字宮川一五の二から	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前		
一一三〇〇〇メートルまで	九七五〇メートルまで	一〇七〇〇メートルまで	七七〇〇メートルまで	七七五〇メートルまで	六五〇〇メートルまで	八六五〇メートルまで	六五九〇メートルまで	一一〇五〇メートルまで	一〇六〇〇メートルまで	一〇八五〇メートルまで	七六七〇メートルまで	一一八五〇メートルまで	九五二〇メートルまで	八五二〇メートルまで	六五四〇メートルまで	九八五〇メートルまで	八七八〇メートルまで		
五二・二〇メートル	五二・二〇メートル	三〇・五〇メートル	三〇・五〇メートル	七六・二〇メートル	七六・二〇メートル	九九・三〇メートル	九九・三〇メートル	四七・七・四〇メートル	四七・七・四〇メートル	一一〇・三〇メートル	一一〇・三〇メートル	三六六・〇〇メートル	三六六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	二六二・二〇メートル	二六二・二〇メートル		

14	13	12	11
県道	県道	県道	県道
市川下田停車場線	五戸下田停車場線	弘前田舎館黒石線	浪岡北中野黒石線
上北郡下田町字下境三〇の五から上北郡下田町字下境二三の一まで	上北郡下田町字小前谷地二四七から上北郡下田町字下境二二の一まで	上北郡下田町字小前谷地二四七から上北郡下田町字境田七二の一七まで	黒石市大字赤坂字野崎八八から黒石市大字赤坂字野崎四一まで
後	後	後	後
前	前	前	前
五・九・〇〇メートルから	一・九・五・〇〇メートルから	一・九・五・〇〇メートルから	六・五・五・〇〇メートルから
二八二・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル	一四六・〇〇メートル	七四・〇〇メートル

青森県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大鰐浪岡線	南津軽郡平賀町大字荒田字南岡部九二の四から南津軽郡平賀町大字荒田字南岡部九二の四まで	平成一六・六・一八

県道 弘前環状線	県道 弘前柏線	県道 五所川原岩木線	県道 五所川原浪岡線	県道 岩崎西目屋弘前線
南津軽郡平賀町大字松崎字亀井二二の四から南津軽郡平賀町大字苗生松字上東田二二八まで	弘前市大字青女子字桜苅一〇九の九から弘前市大字青女子字桜苅五四三の三まで	弘前市大字折笠字宮川一五の二から弘前市大字折笠字宮川九五の六まで	南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元三三〇の一から南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元三三〇の一まで	弘前市大字茂森新町一丁目七の五から弘前市大字樹木二丁目一の一まで
後	後	後	後	後
前	前	前	前	前
二・六・〇・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル
二八二・〇〇メートル	二六〇・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル	二・〇七三・〇〇メートル

県道 黒石藤崎線	南津軽郡平賀町大字小杉字竹内一八から 南津軽郡平賀町大字小杉字竹内二二まで 二から 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字村元九三の 三まで 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字村元九四の 三まで	"
県道 石川土手町線	弘前市大字小栗山字川合一一五の一から 弘前市大字小栗山字川合一一五の二四まで	"
県道 浪岡北中野黒石線	黒石市大字赤坂字野崎八八から 黒石市大字赤坂字野崎四一まで	"
県道 弘前田舎館黒石線	南津軽郡尾上町大字日沼字高田九六の一五か ら 南津軽郡尾上町大字日沼字高田一〇四の四ま で	"

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
おつとも脳神経ク リニック	八戸市柏崎四丁目一四の四八	医療施設	平成一六・一六・一〇

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

三 意見の概要

代表取締役 三浦 紘一

四 意見書の縦覧

1 場所

2 期間

3 時間

4 場 所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

1 場 所

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

2 期 間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

3 時 間

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市大字筒井字八ッ橋七三の外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

成田勝雄

青森市大字上野字山辺七〇

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南大町店

弘前市大字南大町一丁目一〇の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

八戸市下長四丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南類家店

八戸市南類家二丁目九の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八重洲リース株式会社

東京都中央区京橋二丁目三の一九の一

代表取締役 松重征夫

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八戸タウンセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田穂並町店

十和田市穂並町六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三沢松園町店

三沢市松園三丁目五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡上北町旭北一丁目六八〇の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び上北町役場

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、上北町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営振興課及び階上町役場

2 期間

平成十六年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
五所川原市字蓮沼一九の四五	宅地	二二・九七平方メートル

二 予定価格  
五百九十九万円

三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所  
五所川原市字蓮沼一九の四五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市栄町一〇  
青森県五所川原合同庁舎三階BC会議室

2 日時

平成十六年七月二十七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限  
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十六年七月二十日午前十時三十分から、五所川原市字蓮沼一九の四五において現場説明を行う。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年六月十八日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRパープルアイスMAX	株式会社銀座
"	CR新銭形くんN	タイヨーエレクトク株式会社
"	CRミンキーモモS	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
X CRフィーバーネオクイーンJ	32 CRフィーバーアクアナインG	CR懐メロのど自慢MB	CR懐メロのど自慢MA	CR元気村V X 2	CR元気村V 2	CR元気村X X 2	CR元気村X 2	祭物語V	CR・祭物語Y J	CR・祭物語X J	走れコウタロウEX	CR瀬川瑛子でございますF J	CR瀬川瑛子でございますFX	CR瀬川瑛子でございますMX	CR幕末の風HN	CR幕末の風FN	CR幕末の風ST
"	株式会社三共	"	株式会社ニユーギン	"	"	"	株式会社まさむら遊機	"	"	株式会社平和	株式会社大一商会	"	"	マルホン工業株式会社	"	"	サミー株式会社

"	"	回胴式遊技機	"	"
ゴールデンゼット 30	ゴールデンゼット	ボンバーパワフル	ファイバーネオクイーンDX	X CRフィーバーネオクイーンM
"	株式会社ネット	"	"	"

**雑 報**

宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月十八日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小 野 邦 久

一 試験の日時 平成十六年十月十七日（日） 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者以下「登録講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

- (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
  - (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
  - (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
  - (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
  - (六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
  - (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。  
ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。
- 2 出題法令の適用期日  
平成十六年四月一日現在施行されている法令
- 四 試験の方法及び出題数
- 1 方法 四肢択一式の筆記試験による。
  - 2 出題数 五十問  
ただし、登録講習修了者については四十五問とする。
- 五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 六 試験案内及び受験申込書の配布
- 1 配布期間  
平成十六年七月五日(月)から同月三十日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。
  - 2 配布場所  
社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部、青森県県土整備部建築住宅課並びに青森県各県土整備事務所
- 七 受験手数料  
七千円
- 八 受験申込み  
引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担)。
- 1 申込期間  
平成十六年七月二十六日(月)から同月三十日(金)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
  - 2 申込場所  
社団法人青森県宅地建物取引業協会(青森市長島三丁目一―番二―号 青森県

不動産会館)

なお、郵送による場合は、社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成十六年七月五日(月)から同年七月三十日(金)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。)

3 提出書類

- (一) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)
- (二) 写真一葉(受験申込前六箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)
- (三) 登録講習修了者については、前記(一)と(二)に加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

九 合格発表

- 1 発表の期日  
平成十六年十二月一日(水)
- 2 発表の方法  
社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。  
試験に関する問い合わせ先  
社団法人青森県宅地建物取引業協会(電話青森七二二局四〇八六番)

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------